

令和4年度安全装置等導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、事故防止の一環として、今年度も安全装置等(下記の対象機器)導入に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

1. 申請期間 令和4年6月1日(水) ～ 令和5年2月28日(火)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
2. 助成対象
 - ・ 新たに導入した機器で、令和4年3月1日(火)～令和5年2月28日(火)までに装着及び支払いが完了したもの。
 - ※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着したもの
 - ・ 会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
3. 助成金額 **機器1台あたり上限 30,000円** (以下、全ト協と栃ト協の助成金合計額)
 - ・ **全ト協助成額: 上限2万円** (取得価格(取付工賃、消費税を除く)の1/2が2万円を下回る場合、その1/2した額の千円未満を切り捨てた額を交付する。)
 - ・ **栃ト協助成額: 1万円**
 - 例: 取得価格39,800円(税抜き)の場合、19,000円(全ト) + 10,000円(栃ト) = 29,000円(助成額)
 - 申請は、1事業者あたり対象機器10台を上限とする。**
 - ※国からの補助金が交付された装置に対しては全ト協の助成金を交付しない。
 - ※後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型機器は、機器1台あたり上限6万円とする。(全ト協(取得価格の1/2、上限4万円)と栃ト協(2万円)の助成金合計額) また、一体型機器は、1機2台分とする。
 - ※機器の取得価格は機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格に含まないものとする。
4. 対象機器
 - (1) 後方視野確認支援装置
 - (2) 側方視野確認支援装置(車両総重量7.5t以上に装着の場合に限る)
 - (3) 吹き込み式アルコールインターロック装置
 - (4) 遠隔地点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク認定事業所に限る)

※但し、別紙の対象機器一覧に該当する機器に限る。
5. 助成枠 6,000千円
6. 申請要領 別添の様式F「令和4年度安全装置等導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次の①～④の添付書類を添えて申請する。
 - ① 買取の場合: 請求書(写)、領収証(写)及び見積書(写) (3点)
リース・割賦の場合: 契約書(写)、借受証等(写)及び見積書(写) (3点)
(リース契約書に車台番号(又は登録番号)の記載がある場合は、借受証等の添付不要)
 - ② 機器名、取得価格が上記書類で確認できない場合は、新たに導入したことがわかる書類(写)。【請求明細書・主要装備一覧表等】(中古品等対象外)
 - ③ 対象機器(1)～(3)は装着証明書(写)、(4)はGマーク認定証(写)
 - ④ 装着した車両の車検証の写し等

※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内又は令和5年2月28日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。